

令和 7 年度
事業計画書



社会福祉法人 三好市社会福祉協議会

令和 7 年度 社会福祉法人三好市社会福祉協議会 事業計画（案）

《基本方針》

近年の人口減少・単身化の進展、家族機能の脆弱化、地域における関係性の希薄化、様々な格差の拡大など、社会課題が山積している。

こうした社会課題の解決にむけて、行政や専門職がしっかり責任を果たすことに加えて、住民と共に地域社会を構築していくことで、多様性や社会的包摂、共生社会を基軸にした権利としての地域共生社会を構築していくことが大切であり急務となっている。

令和 7 年になり政府の地震調査委員会が発表した今後 30 年以内に南海トラフ地震が発生する確率が 70～80%から 80%程度に引き上げられ、いつ起きてもおかしくない状況に「備え」を進めるよう求められている。

こうした中、三好市社会福祉協議会は、公益性と非営利性の両面を備えているが、民間による参入が望めない地域での福祉サービスを継続し提供していく使命と地域社会からのニーズに応え、その役割をさらに発揮していくこととして、地域福祉活動計画による「人と地域 つながり支え合う 共生のまちづくり」を進めていかなければならない。

また、昨年度より運営開始となった法人後見事業による権利擁護に努めるとともに、多発する自然災害や様々な感染症の発生時において、いかに福祉サービスを継続させていくかといった課題にも直面しており、平時からの避難行動計画の避難訓練の実施による見直しや事業継続計画（BCP）の進行管理の徹底や災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を定期的に行うとともに、日常においてもボランティアセンター事業を充実させ、多様なボランティアの育成・活用を引き続き進めていく。

さらに、指定管理事業の協定期間が満了となる施設について運営状況等も踏まえ十分な協議を進めるとともに持続可能な福祉サービス提供に努めていく。

介護保険事業等の福祉サービスについては、サービス提供の維持継続のためのマンパワーの確保、効率的運営等の課題に取り組むとともに、研修や資格取得を促すことで職員の資質向上に取り組んでいく。

経営安定化計画（第三次中期経営計画）の 2 年目となり進捗状況の確認を行うとともに取組事項の実施による職員相互のコミュニケーションの活性化・職場環境改善・経営改善を進めていく。

地域福祉推進事業は、賛助会費や寄付金等の自主財源により支えられていることから、社会福祉活動への理解と有効活用について積極的に情報発信し、自主財源の確保に努める。

最後に、社会福祉法人三好市社会福祉協議会としてコンプライアンスを徹底するため内部統制の強化を図り、地域住民の皆様の身近な相談機関としての使命・役割における信頼関係の構築により法人価値の向上に努めていく。

令和 7 年度は次の重点事項を定め、各事業に取り組んでいく。

《重点事項》

(1) 地区住民福祉協議会活動への支援

- ・第四次地域福祉活動計画に沿って実践できるよう柔軟で効果的な取り組みを提案し、地域の特色に合わせた支援を継続する。
- ・身近な住民同士の定期的な交流の場としての「集いの場」が充実し、新たなつながりづくりに向けた取り組みを支援していく。

(2) 包括的支援体制の強化

- ・コロナ禍の影響により表面化した新たな生活困窮等の困りごとや8050問題など丁寧に対応し、必要な支援に結び付けるなど、相談者の生活課題の解決に取組み、関係機関と連携を密にして継続的な相談対応を推進していく。

(3) 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方の自己実現・自己決定を支援する取り組みとしての日常生活自立支援事業と法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行う法人後見事業により、利用者が長期間安心できる権利擁護を行う。

⑨ (4) 若い世代のボランティア活動活性化

- ・若い世代が共感し興味を持つ内容や欲しい情報を、入手しやすい方法で効果的に発信し、ボランティアのきっかけづくりに取り組むことで、福祉を身近に感じていただき、若年層の福祉風土を広げていく。

(5) 介護保険事業の運営改善

- ・通所介護事業において、利用者の状態やケア内容等データ収集システムの介護ソフトを活用して職員業務の効率化とサービスの質の向上及び加算の取得で収入の増額を図る。
- ・本会における事業所間の情報交換により、参考となる事項や改善事項を整理し経費削減につなげていく。

(6) 職員の資質向上に向けた支援

- ・社会福祉の課題解決や福祉サービス向上を目的とした職員研修を実施することにより職員の資質向上を目指す。
- ・本会の事業推進に有用な資格や免許について、積極的に資格取得を促し、経費の支援を行うことで、職員の資格取得に対する意欲の高揚と資質の向上を図り、円滑な事業の運営を図る。

(7) 経営安定化

令和6年度に策定した「経営安定化計画」(第三次中期経営計画)により、各プロジェクトチームが中心となり計画を推進し、地域福祉関連事業並びに在宅福祉サービス事業等の健全かつ安定した経営を図る。

注) ⑨は新規、⑨は重点事業に取り組む事業

1. 法人運営、基盤強化等

事業費 171,299 千円

社会福祉法第 109 条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現する為に基盤強化と健全な運営を図っていく。

(1) 理事会・評議員会の開催と監査の実施

○社会福祉協議会の運営を担う理事会・評議員会を開催し、健全な法人運営を図る。

④(2) 総務部会・社会福祉部会の開催

○総務部会では、法人の組織運営や財政等について検討を行う。

○社会福祉部会では、本会が推進する地域福祉活動・第四次地域福祉活動計画・権利擁護事業・各種在宅福祉活動等に関して検討を行う。

(3) 適正な人事管理と労務管理の強化

○国が推進する働き方改革関係法令の制定・改正を的確及び迅速に捉えて顧問社会保険労務士等の指導のもと適正な規程の整備に努める。

④(4) 役職員研修の実施

○市社協主催による役員、評議員を対象とした研修を実施するとともに、県社協主催の役員研修の参加に努める。

○社協職員としての資質の向上に向けた研修や本会の業務に必要な資格の取得を勧める。

(5) 本所及び支所の連携強化と円滑な事業の推進

○本所支所定例連絡会や地域福祉課会議において、地域の課題やニーズの抽出を行い、地域の状況に合った支援活動を進めていく。

(6) 予算の適正かつ効果的な執行及び経費削減の実施

○社協の主な財源が公的な補助金や助成金、賛助会費や寄附金であることから適正な予算執行と可視化に努める。

○経営状況が厳しい中、事業ごとに経費削減に向けた具体策を職員全体で取り組む。

④(7) 事業継続計画（BCP）の運用

○災害や危機事象発生時においても、事業の迅速な復旧・再開を図れる組織対応能力を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき対策を実施する。

④(8) 内部統制の強化

○法令遵守、法人規程による業務状況の検査機能を重要視し違法行為の防止に努めるとともに、倫理規範の強化につなげ、組織の健全化を図る。

2. 指定管理・業務委託物件の管理運営

事業費 6,437 千円

市が所有する福祉施設等について、指定管理及び業務委託を受けて適正かつ円滑な管理・運営を行う。

(1) 老人福祉センター

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等を楽しむ施設として、地域の皆さまが利用しやすい施設提供に努める。

指定管理物件の名称	指定管理期間
西祖谷老人福祉センター	2016 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

管理・業務委託物件の名称	業務委託期間・開始日
三野老人福祉センター	2010 年 4 月 1 日～（1 年毎の更新）

(2) デイサービスセンター等

デイサービスセンター等については、介護保険制度等における通所介護サービス及び高齢者の介護予防事業の委託を受け、地域の在宅高齢者等に対し幅広く支援を行う施設運営に努める。紅葉温泉デイサービスセンターや西祖谷デイサービスセンター等の自主経営を求められる施設については、引き続きコストの見直し等を行い、より効率的で効果的な運営に努める。

また、施設の老朽化が進んでいることから、三好市と協議しながら安心安全な利用にむけて環境整備に努めていく。

指定管理物件の名称	指定管理期間
紅葉温泉デイサービスセンター	2019 年 4 月 1 日 ～ 2029 年 3 月 31 日
紅葉センターデイサービス	2019 年 4 月 1 日 ～ 2029 年 3 月 31 日
三野ふれあいコミュニティセンター	2019 年 4 月 1 日 ～ 2029 年 3 月 31 日
東祖谷デイサービスセンター	2016 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
西祖谷デイサービスセンター	2016 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

④ 3. 第四次三好市地域福祉活動計画の推進〔計画期間：令和 6 年度～10 年度〕

本計画の新たな課題に向き合い推進した活動 1 年度の評価を参考に、新たな事業構築などの地域福祉の推進につなげる。行政や関係機関、地域住民と連携を図り計画の推進に努める。また、実施にあたっては三好市及び地区策定委員会を開催し進管理を行う。

4. 地区住民福祉協議会活動の支援

事業費 4,863 千円

第四次地域福祉活動計画に基づく取り組み支援を通じて、住民同士の支えあい活動が継続して行われるよう環境を整えるなど、推進主体である地区住民福祉協議会の活動を積極的に支援するとともに、ささえあいネットワーク会議等により情報交換や実態把握、課題解決に向けた支援に取り組む。

- (1) 地区住民福祉協議会の活動支援
- (2) 地区住民福祉協議会連合会の活動支援
- (3) 市地区住民福祉協議会連合会の活動支援

5. 要援護者支援事業

事業費 55 千円

民生委員児童委員と連携を図り、ささえあいネットワーク会議等で独居高齢者、高齢者世帯、要援護者等の実態把握やニーズの抽出を行い、地域の要援護者が安心して生活できるよう地域の支援体制構築に向けて支援する。

- (1) 地域福祉台帳の整備
- (2) あんしん手帳の発行

6. 社会福祉大会開催事業

事業費 1,794 千円

社会福祉への理解と地域福祉を積極的に推進するための啓発活動のひとつとして開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、社会福祉の課題解決に向けた意識の共有を図る機会とする。

7. 福祉啓発・広報事業

事業費 1,284 千円

- (1) 「社協みよし」の発行

本会の各事業や地区住民福祉協議会の活動状況並びに福祉・ボランティア活動などの情報を広く市民に周知し、福祉意識の向上を図る。

発行：年 4 回（全戸配布）

- (2) 社協ホームページ活用による情報発信

本会のホームページに地区住民福祉協議会の活動、社協の各種事業等を掲載し、市内・市外を問わず多くの住民や若い世代に福祉活動に関心をもっていただけるような広報活動を行う。

- (3) 福祉・ボランティア広報

地域活動を担う人材の育成と発掘を図るため、地域の福祉活動やボランティア活動に関連する情報をケーブルテレビ等で紹介する。

8. 物品・車両・施設の貸出事業

事業費 10 千円

(1) 物品貸出

ボランティア活動・福祉学習あるいは公的サービスでは補うことのできない一時的な介助に必要な場合等、社会福祉活動の推進を目的として本会が所有する物品の貸与を行う。

(2) 車両の貸出

本会が所有する自動車を業務に支障のない範囲で使用目的が公益性のある場合に限定した短期貸出しを行う。

(3) 施設の貸出

本会の会議室等の施設を業務に支障のない範囲で、地区住民福祉協議会、自治会及びボランティア団体等の関係する行事並びに本会近隣を拠点とした同好会や団体等に貸出しを行う。

9. 賛助会員の募集

事業費 167 千円

本会の自主財源となる賛助会員の募集を行い、住民参加の一つとして広く市民に周知することで地域福祉活動への理解と協力に努める。使途については、本所・各支所単位における会費・善意銀行運営委員会で検討した上で地域の活動や福祉広報活動の財源に充てる。

特別賛助会費	1 口	10,000 円
団体賛助会費	1 口	5,000 円
一般賛助会費	1 口	1,000 円

10. 善意銀行の運営

事業費 6,858 千円

地域住民から寄せられた金品を受け付け、それらの使途について、本所・各支所単位における会費・善意銀行運営委員会で検討した上で地域の活動の財源に充てる。

- (1) 学童・生徒のボランティア啓発事業
- (2) 生活困窮者緊急食料等支給事業
- (3) フードバンク事業
- (4) 災害時の援護活動
- (5) 各支所独自事業等

11. ボランティア活動の推進

事業費 3,533 千円

(1) ボランティアセンター機能の充実

ボランティアコーディネート業務を中心にボランティア活動の支援、情報提供等を行い、三好市におけるボランティア活動の拠点として三好市ボランティアセンターを充実させる。

ア) ボランティアに関する相談支援

イ) 広報・啓発活動

ウ) 福祉体験学習の支援

エ) ボランティア養成講座の開催

⑨ オ) 若い世代のボランティア活動活性化

カ) ボランティア活動及びボランティア行事用保険の加入促進

キ) 三好市ボランティア連絡協議会の運営支援

(2) フードバンク事業の推進

生活に窮迫し食べ物に困っている相談者に対して、企業や商店、住民から食料等の寄付を受け支援を行う。また、県西部 2 市 2 町社協で実施のフードバンク・にし阿波活動と連携を図る。

(3) 福祉・ボランティアふれあい市民フェスタの開催

福祉・ボランティア活動への関心や理解を深めるため、広報・啓発、体験等ができる催しとして開催し、世代や地域の枠を超え、福祉・ボランティア活動への参加がより円滑に行われるよう市民の意識の醸成を図り活動を促進する。

(4) ボランティア活動支援事業

ボランティア活動の推進を図るため、地域におけるボランティア活動に対し加入しているボランティア保険の加入金の一部を助成する。

(5) 子どもの居場所づくりに対する支援

子どもの居場所づくりやこども食堂に関する相談支援を実施し、ネットワークづくりに取り組むなど、さらなる活動の充実に向けた支援を行う。

(6) 災害ボランティアセンター事業

ア) 要援護者を含めた地域住民への災害復旧活動を円滑に進めるため、関係機関と連携し災害時の初動の連携及び対応について継続的な確認協議を行う。

イ) ボランティア活動がスムーズに行われるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等により本会職員のスキルアップを行う。

ウ) 災害ボランティア事前登録を促し、平時からの防災意識の共有と発災時の

迅速な対応ができる体制の構築に努める。

- エ) 西部圏域における近隣社協との合同研修や訓練に参加し、共通理解と協力体制の強化を図る。

12. 総合相談事業

事業費 1,835 千円

生活上の心配ごとや法律に関する相談に対し、関係機関と連携のもと適切な対応をするために相談事業を実施する。

- (1) 心配ごと相談員による一般相談

池田・井川地区 週 1 回
三野・山城・東祖谷・西祖谷地区 月 1 回

- (2) 弁護士による法律相談

月	開催地	月	開催地
4 月	三野地区	10 月	池田地区
5 月	東祖谷地区	11 月	三野地区
6 月	池田地区	12 月	池田地区
7 月	井川地区	1 月	井川地区
8 月	池田地区	2 月	池田地区
9 月	西祖谷地区	3 月	山城地区

- (3) 心配ごと相談員活動の充実（研修会・ケース検討会の実施等）

13. 日常生活自立支援事業（徳島県社協受託事業）

事業費 6,807 千円

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方を対象に、住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行い権利擁護に努める。

- (1) 福祉サービスに関する相談・助言、申請手続きの支援
(2) 日常的な金銭管理サービス
(3) 書類や通帳等の預かりサービス

④ 14. 法人後見事業

事業費 8,811 千円

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある方で意思決定が困難な人を支援するために、本会が法人として成年後見制度の成年後見人等になることでご本人の法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行う。

15. 生活福祉資金貸付事務事業（徳島県社協受託事業）

事業費 381 千円

低所得者、障がい者、生活困窮世帯等を対象に相談・支援を行い、必要な資金の貸付事務を行うとともに、経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活ができるよう支援する。

⑧ 16. 包括的支援体制の強化に向けた体制整備（徳島県社協受託事業）

「くらしサポートネットの構築体制整備」「包括的支援体制整備強化事業」

事業費 4,500 千円

生活福祉資金貸付及び償還についての相談を通じて見出された世帯の様々な生活課題に対応し、早期発見や予防が行えるよう関係機関と連携し支援を行う。また、8050問題やコロナ禍により社会的孤立、孤独、不安を感じている地域住民が少なくないことから、多種多様な福祉ニーズに対応してきめ細かな支援が行えるよう支援関係者会議をととして相談支援体制の充実を図る。

17. 生活支援体制整備事業（三好市受託事業）

事業費 9,500 千円

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を継続していくために、住民主体の助け合い活動が推進されるよう関係機関と連携し、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域での支え合い活動を推進する。

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

ア）本所に第１層生活支援コーディネーターを１名配置

イ）各支所に第２層生活支援コーディネーターを１名配置

（２）生活支援・介護予防サービス提供体制の構築

ア）地域の課題抽出と解決に向けた取り組み支援

イ）担い手の養成と地域資源の開発

ウ）関係者間の情報共有やサービス提供主体とのネットワークの構築

エ）地域の支援ニーズと地域活動のマッチング

（３）高齢者の社会参加による介護予防と地域づくりの推進

ア）第１層・第２層協議体の開催と住民主体の活動促進

イ）高齢者の社会参加を通じたフレイル予防の推進

18. 地域いきいき事業（三好市受託事業）

事業費 600 千円

元気な高齢者を対象とした一般介護予防事業として、介護予防のための運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の講習を地域の身近な場所で行い、高齢者の介護予防の普及啓発と閉じこもり予防を行う。

19. 地域生活支援事業（三好市受託事業）

事業費 860 千円

障がいをもつ方がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会参加できるよう支援する。

（１）自発的活動支援事業

知的障がいのある方等を対象にボランティア活動を通じて交流や社会参加の支援を行う。

（２）声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある方に、月１回発行の市広報等を録音朗読し配布することで地域の情報提供と社会参加を推進する。

（３）スポーツ・レクリエーション教室等開催等事業

幅広い種目の障がい者スポーツ教室を実施し、身近なところでスポーツに親しむきっかけを提供する。

（４）手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者の自立と社会参加の促進や、交流活動の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行う。

20. 生活困窮者緊急食料等支給事業

事業費 30 千円

緊急に支援が必要な生活困窮者に対し、生活保護や緊急小口資金の貸付等の次なる支援までの間を支えることを目的として食料品等生活必需品を現物支給する。

21. 障害者地域共同作業所「愛生」の運営

事業費 4,161 千円

東祖谷地区に設置の三好市障害者共同作業所「愛生」を運営し、通所により授産活動を行うことで、障がいのある方が社会参加と生きがいをもった生活を送るための支援を行う。

22. 共同募金運動の推進

事業費 820 千円

「じぶんの町を良くするしくみ」づくりを目的に、地域から寄せられた募金をより効果的に地域福祉活動の推進に活用できるよう努める。

（１）毎年 10 月 1 日より赤い羽根共同募金活動を実施する。

（２）県共同募金会より地域配分・歳末助け合い配分を受け、地域の福祉活動を推進する。

（３）徳島県共同募金会三好市共同募金委員会の運営

23. 赤十字事業の推進

- (1) 毎年5月1日より日赤社費募金活動を実施する。
- (2) 赤十字活動の広報・啓発
- (3) 地域奉仕団活動の支援
- (4) 地域における防災訓練・救急救護法等の講習会の開催支援
- (5) 日本赤十字社徳島県支部三好市地区の運営

24. 福祉団体活動への支援と協力

各種福祉団体等に対し助成や活動の支援を行う。

事務局事業

- (1) 三好市老人クラブ連合会
- (2) 三好市身体障害者会
- (3) 三好市手をつなぐ育成会
- (4) 三好遺族連合会
- (5) 三好市ボランティア連絡協議会
- (6) みよし地域福祉事業所連絡協議会
- (7) 各支所単位の福祉団体

25. 社会福祉法人等連携による地域ネットワーク（徳島県社協受託事業）

事業費 100 千円

市内の社会福祉法人等との連携・協働による支援ネットワークの強化を図り、これまで培ってきた専門性を生かし分野を越えて連携することで、地域での安心した生活を包括的に支援する相談支援体制の構築に努める。

三好市社会福祉法人地域公益活動

- (1) 総合相談・支援事業「よりそい相談」
- (2) 法人・施設の協働による地域の支え合い体制づくり

26. みよし広域連合家族介護教室（みよし広域連合受託事業）

事業費 150 千円

要介護被保険者の介護者及び介護に関心のある方を対象に介護の知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得、介護者相互の交流等を目的とした家族介護教室を開催する。

27. 三好市障害者移動支援事業（車両移送型）（三好市受託事業）

事業費 154 千円

車いす使用等で一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、市が実施する身体障害者デイスサービス等の提供施設及び市内の医療機関との移送をリフト付き車両等で行い、利用者の自立と生活の質の向上及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

28. 三好市移動支援事業（個別支援型）（三好市受託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出及び社会参加の外出の際に移動支援を行うことにより、自立生活や社会参加を促し生活圏の拡大を図る。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

29. 居宅介護支援事業（介護保険法事業）

事業費 41,794 千円（No.37 事業を含む）

介護保険制度により要介護認定（要介護 1～5）を受けた方が、介護サービスを受けるときに必要な介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行等のサービス調整等を行い、医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が送れるよう支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ケアプランセンター
- 三好市西部ケアプランセンター

30. 訪問介護事業（介護保険法事業）

事業費 53,436 千円

介護が必要な高齢者宅等に訪問し、食事介助、入浴介助・排泄介助等の身体介護や炊事や洗濯、掃除等の生活援助を利用者の残存能力を生かしながら、身体の状態に応じて自立した在宅生活が送れるようサービスを提供する。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

31. 通所介護事業（介護保険法事業）

事業費 81,418 千円

利用者が在宅においてその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、通所の方法により日常生活の世話や機能訓練のサービスを提供するとともに、レクリエーション等を通じて交流や新しい出会いの場を提供し、利用者の孤独感の解消や心身の機能の維持向上、また、介護者の負担の軽減を図る。

実施する事業所

- 紅葉温泉デイサービスセンター
- 西祖谷デイサービスセンター
- 東祖谷デイサービスセンター

32. 訪問入浴介護事業（介護保険法事業）

事業費 1,710 千円

自宅の浴槽で入浴の困難な方のために、入浴車と簡易浴槽を準備し、介護職員や看護師により居室で安心して入浴ができるサービスを提供する。

実施する事業所

- 三好市訪問入浴サービス

33. 訪問看護事業（介護保険法事業）

事業費 15,180 千円

医学的な管理が必要な要介護者等が安心して在宅での療養生活が送れるように主治医との連携により病状観察や服薬管理、床ずれの手当等療養上の必要なサービスを提供するとともに、利用者やその家族の精神的な面でも支援を行う。

三好市との共同事業にて理学療法士等による運動機能及び日常生活動作能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションを行う。

実施する事業所

- 訪問看護ステーションやまぶき
- 訪問看護ステーションやまぶきサテライト西祖谷

34. 障害福祉サービス事業の推進（障害者総合支援法事業）

事業費 1,842 千円

障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者として、福祉ニーズの多様化に対応できる専門知識の習得及び技術向上を図り、サービス利用者に対し介護及び生活支援を行う。

（１）居宅介護事業

在宅の障がい者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてヘルパーが訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活に関する相談や助言等生活全般にわたる支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

（２）重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者、又は重度の知的障がい者並びに精神障がい者であって常時介護を必要とする利用者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じてヘルパーが訪問し、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護や生活に関する相談等、生活全般にわたる支援を行う。

実施する事業所

- 三好市ヘルパーステーション
- 三好市西部ヘルパーステーション

(3) 同行援護事業

利用者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、外出時においてホームヘルパーが利用者に同行し移動に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄及び食事の介護等利用者が必要な援助を行う。

実施する事業所

○三好市ヘルパーステーション

35. 障害者デイサービス事業（障害者総合支援法事業）

事業費 1,214 千円

在宅障がい者に対し、通所の方法により各種サービスを提供することによって障がい者の社会的孤立感の解消や身体機能の維持向上、自立生活の支援を図る。

実施する事業所

○紅葉温泉デイサービスセンター

○西祖谷デイサービスセンター

○東祖谷デイサービスセンター

36. きらめき元気アップ教室（介護保険法・三好市受託事業）

事業費 3,975 千円

三好市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のうち、65歳以上の介護保険の給付対象とならない高齢者を対象とした一般介護予防事業として実施する。

デイサービスセンターを利用して、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・レクリエーション等の事業を提供することにより、利用者の要介護状態への進行を予防する。

実施する事業所

○紅葉センターデイサービス

○西祖谷デイサービスセンター

○東祖谷デイサービスセンター

37. 要介護認定調査事業（介護保険法・みよし広域連合受託事業）

介護保険のサービスを利用するために必要な要介護認定を受けるにあたり、介護認定調査員が訪問調査を行う。

実施する事業所

○三好市ケアプランセンター

38. 一般福祉用具販売事業

事業費 760 千円

紙おむつ等の介護用品の販売を行うことで、介護者の利便性を図る。

39. 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに対する利用者からの苦情や要望に適切に対応するための体制を整えサービスの向上に努める。

40. 在宅福祉サービス事業所会議の開催

定期的に本会が運営する在宅福祉サービス事業において、個別のケース会議及び同種の事業間での情報交換により、効果的・効率的な運営の方法等を検討し、従事する職員が一丸となって考え行動する意識改革と向上心の醸成に努める。

41. 自主点検の実施

在宅福祉サービス提供事業所の業務内容等が法令を遵守した運営が行われているか自主点検を行うことにより、適正な運営を図る。

42. みよし地域包括支援センターへの職員派遣

三好市の高齢者福祉事業の推進にあたり、みよし地域包括支援センターに本会より社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員及び介護予防事業に従事する介護支援専門員を派遣し、円滑な運営を支援する。